

# 大牟田市学校部活動の在り方に関する指針（改訂版）

令和8年4月  
大牟田市教育委員会

## 目次

はじめに	1
1 学校部活動の適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動の方針の策定等	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
2 学校部活動の適切な運営のための取組	
(1) バランスのよい学校部活動	3
(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	4
(3) 生徒の健康・安全確保	5
(4) 各種会議の開催と研修会への参加	7
(5) 開かれた学校部活動	7
(6) 学校部活動の地域連携	9
(7) 大会・コンクールへの参加の在り方について	10
(8) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	10
おわりに	11
○ 別添資料（活動方針及び活動計画、活動予定作成例）	
○ 参考資料	
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁 文化庁）	
「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）	
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」	
（令和7年12月 文部科学省）	

## 大牟田市学校部活動の在り方に関する指針（改訂版）

大牟田市教育委員会

### はじめに

- 学校教育活動の一環として行われる学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツ・文化芸術に親しみ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかしながら、学校部活動に対する生徒や保護者のニーズの多様化、過度な練習によるスポーツ障害・外傷を引き起こしたり、生徒の心身に負担を与えたりするなどの問題、指導者による体罰や不適切な指導等、様々な課題も見受けられる。さらに、少子化が進展する中、学校部活動においては、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。また、教職員の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教職員が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担感が生じている。
- このため、本市教育委員会では、こうした諸課題の解決を図るとともに、部活動の在り方に対する国の動きを注視し、学校部活動の本来の目的を達成するため、令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を参考にするとともに、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針（改訂第3版）令和8年3月福岡県教育委員会」を参酌し、本指針を改訂した。

※ 以下、文中において、運動部活動に限定した記述には「\_\_\_\_\_」、文化部活動に限定した記述には「\_\_\_\_\_」を付けています。

## 1 学校部活動の適切な運営のための体制整備

### (1) 学校部活動の方針の策定等

#### ア 各学校の方針の策定と年間計画等の作成

校長は、本指針に則り、毎年度、「学校部活動に係る活動方針」を策定すること。  
部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

#### イ 各学校の方針と年間計画等の公表

校長は、上記アの活動方針、活動計画等について、大牟田市中学校体育連盟事業計画や別添資料を参考に作成し、学校のホームページへの掲載等により公表すること。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

#### ア 適正な数の部活動の設置

校長は、教師だけでなく部活動指導員<sup>※1</sup>や外部指導者<sup>※2</sup>など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教職員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置すること。

#### イ 部活動指導員や外部指導者の積極的な活用

校長は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員や外部指導者を積極的に活用すること。

なお、部活動指導員や外部指導者の任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰及びハラスメント等は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守することなどに関し、校長は任用前及び任用後の定期において研修を行うこと。

---

※1 学校教育法施行規則第七十八条二では、「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。 ※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。」と示されており、職務として実技指導等の他、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営（会計管理等）、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等を行うことができる。

※2 外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチなどとして技術的な指導を行うことができる。

#### ウ 顧問の決定と配置

校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や家庭の状況、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。

#### エ 各部の活動内容の把握と指導等

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。

#### オ 研修内容の周知

校長は、県教育委員会及び市教育委員会が部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るために行う研修等の内容を、教職員及び部活動指導員等に周知すること。

#### カ 適切な勤務時間の管理等

校長は、教職員の学校部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」や「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 29 文科初第 1437 号）」並びに「教職員の働き方改革取組指針（令和 3 年 3 月 福岡県教育委員会）」、「大牟田市教職員の働き方改革取組指針（令和 5 年 3 月 改訂）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

## 2 学校部活動の適切な運営のための取組

### (1) バランスのよい学校部活動

#### ア 適切な休養日及び活動時間等の設定

学校部活動における休養日及び活動時間については、家族で過ごす時間や家庭学習等にも取り組める時間を保障するとともに、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学や、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点も踏まえ、原則として、中学校は以下を基準とすること。

なお、部活動顧問は休養日が設定できない場合や活動時間が長時間になる場合には、必ず校長の承認を得た上で、生徒や保護者の同意を得ること。

また、生徒の心身の状況はそれぞれ違うことから、部としての一律の休養日や活動時間を設定するだけでなく、個別に休養日や活動時間を設定するなどの配慮をすること。

- 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。毎週水曜日及び週休日（土曜日・日曜日：以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間以内とすること。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、上記基準の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、定期試験前後の一定期間の部活動休養日を設けたり、週間、月間、学期単位等での活動頻度・時間を設定したりするなど、弾力的に定めることができるものであること。

ただし、完全下校時刻については、市内中学校・特別支援学校校長会での決定に基づき、市内全中学校で統一した時刻とする。

① 早朝練習の実施について

生徒の体力的（健康維持）な負担軽減、保護者の負担軽減、教師の業務負担軽減等に加え、早朝の通学時における生徒の安全確保（交通事故防止や防犯対策等）の観点から、早朝練習については、全種目実施しない。

② 定期考査前の部活動休止期間

生徒の家庭学習時間の確保、保護者からの要望、教師の業務負担軽減（問題作成時間の確保）等の観点から、原則、定期考査前 7 日間は、全ての部活動を休止する。

イ 休養日及び活動時間等の公表

校長は、1（1）に掲げる「学校部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

（2）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 体罰等禁止の徹底

部活動顧問及び部活動指導員等は、体罰（殴る、蹴る、長時間にわたる正座をさせる、給水をさせない、休憩をとらせない等）、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどと判断される発言や態度などは許されない指導にあたるため、絶対に行わないこと。これらを「厳しい指導」として正当化することや「信頼関係があれば許される」と考えることは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもつとともに保護者や地域住民等への啓発に努めること。

※「体罰によらない指導の手引」（平成 25 年 8 月福岡県教育委員会）参照

イ 適切な人間関係の形成

部活動顧問及び部活動指導員等は、勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任

感等を育成することに努めること。また、異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係の在り方についても指導すること。

ウ 生徒の意見を反映した指導

部活動顧問及び部活動指導員等は、独善的な指導ではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の主体性を尊重しつつ、目標や活動内容を検討すること。

エ 生徒のよさを伸ばす指導

部活動顧問及び部活動指導員等は、技能向上に向けて生徒のよさを見つけて伸ばす指導を適切に行うこと。なお、厳しい言葉を発した後は、該当生徒へのフォローアップに留意すること。

オ 無理のない練習

部活動顧問及び部活動指導員等は、生徒の発達の段階、体力、技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。

また、生徒がバーンアウトすることなく、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

なお、運動部活動の部活動顧問及び部活動指導員等は、スポーツ医・科学の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解しておくこと。あわせて、分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入及び適切な休養を取ることで、短時間で効果が得られる指導に努めること。

文化部活動の部活動顧問及び部活動指導員等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

カ 運動部活動指導手引の活用

運動部活動の顧問及び部活動指導員等は、競技団体等が作成する「運動部活動指導手引」を参考に、合理的でかつ効率的・効果的な指導に努めること。

(3) 生徒の健康・安全確保

ア 危機管理の徹底

校長は、学校部活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることに鑑み、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備を盛り込むなど、危機管理マニュアルを作成すること。

特に、近年、平均気温が上昇していることから、熱中症対策については、次の点に十分留意すること。

- ・ 活動前は、睡眠時間や食事の摂取状況、健康状態等を把握し、活動に不安等のある生徒については、状況に応じて見学を指示するなど積極的に休養させること。
- ・ 活動中の服装は軽装とし、帽子の着用やテントの活用、窓の開閉等により、暑さを防ぐ工夫をさせること。また、活動中は、こまめな水分・塩分補給などを行わせるとともに、定期的な休憩をとり、濡れタオルなどで体温放散に努めさせること。
- ・ 運動部活動においては、短時間で軽めの運動等、負荷の小さい活動から徐々に慣らしていくなど、きめ細かな計画のもとに活動を実施すること。
- ・ 活動終了後は、健康観察を十分に行うとともに、翌日以降も活動が続く場合は十分な睡眠をとるなど、健康状態の維持について指導を行うこと。
- ・ 暑さ指数（WBGT）等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること。

また、天候の急変による急激な気温の低下や、地震・落雷・台風・降雪等の自然災害にも十分留意し、生徒の健康・安全管理に万全を期すこと。

なお、万一、事故が発生した場合は、危機管理マニュアルに則り、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、初期対応を誤ると重大事故につながる可能性があることから校内研修会等により、日頃からマニュアルの周知に努めること。

#### イ 部活動顧問及び部活動指導員等が行う生徒への安全配慮

部活動顧問及び部活動指導員等は、原則として生徒の活動に立ち会い、直接指導すること。ただし、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の部活動顧問や部活動指導員等と連携・協力したり、事前に生徒と安全面に配慮した練習内容の打合せをしたりするなどにより、安全配慮義務の遂行に努めること。

#### ウ 施設設備等の安全点検

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、施設設備及び用具を適切に使用しなかつたり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識し、器具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身に付けさせること。

なお、運動部活動に関する安全点検については「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針（令和7年3月一部改訂福岡県教育委員会）」を参考に実施すること。特に移動式設備・用具については確実に固定するとともに、保管時も転倒等の防止策を講ずること。

#### エ 活動場所の安全配慮

部活動顧問及び部活動指導員等は、複数の部活動が同じ活動場所を使用して練習する場合においては、人員配置により危険回避を呼びかけること。特にボールや陸上競技の投てきなどの活動については、ボールや投てき物の到達範囲を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更するなど、安全対策を確実にを行うこと。

#### オ 大会引率

部活動顧問及び部活動指導員等の引率責任者は、練習試合や大会への引率については、交通手段等も含め、保護者に対して、事前に十分な説明を行うこと。部活動顧問及び部活動指導員等が運転する自家用車等での引率については原則として行わず、公共の交通機関を使用すること。

### (4) 各種会議の開催と研修会への参加

#### ア 職員会議

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、年度始めの職員会議等において、学校部活動の運営や指導の目標、方針及び計画、体罰禁止等について学校全体で共有すべき内容について確認すること。

#### イ 顧問会議等

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、指導方法や生徒の状況等について情報交換を行うとともに、練習場所や練習終了時刻など、全ての部が共通して遵守すべき項目や各部活動の独自の活動内容等、学校部活動の運営について確認できる場を設定すること。

#### ウ キャプテン・部長会議等

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、各部のキャプテンや部長等のリーダー的な生徒が、活動の在り方等について意見交換できる場を設定すること。会議の内容等については、学校だよりや部活動新聞等に掲載するなど、生徒や保護者に積極的に紹介すること。

#### エ 保護者会議等

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、学校部活動の現状や課題等について、保護者との共通理解を図る場を設定すること。また、大会やコンクールなどで入賞したり、地域で活動したりしている部や個人の広報に努めること。その際、名前や写真等の個人情報の広報については、本人及び保護者の承諾を得ること。

#### オ 指導力向上の研修

部活動顧問及び部活動指導員等は、県や学校体育団体等が主催する指導者研修会等に積極的に参加し、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の知見や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた指導に努めること。

なお、部活動指導員は、県教育委員会及び所属校が実施する研修に参加すること。

### (5) 開かれた学校部活動

#### ア 部活動指導員及び外部指導者の活用

校長及び部活動顧問は、地域のスポーツ・文化芸術の指導者等の部活動指導員及び外部指導者の積極的な活用について検討すること。

また、部活動指導員及び外部指導者を顧問会議に参加させることで、学校教育目標や学校部活動の方針等について共通理解を図ること。

なお、部活動顧問は、部活動指導員及び外部指導者と日常的な連携を図り、必要などときには部活動顧問が部活動指導員及び外部指導者に適切な指示を行うこと。

#### イ 体験入部期間等の設定

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、生徒が個に適した部活動を選定することができるよう、体験入部期間等を設定すること。

#### ウ 部活動参観日等の設定

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、保護者や地域住民等が、学校部活動についての理解を深めることができるよう、部活動参観日等を積極的に設定すること。

#### エ 生徒のニーズを踏まえた学校部活動の設置や地域クラブ活動等との連携

中学校においては、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選ぶことができるよう、地域で実施されるスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知すること。

#### オ 生徒のスポーツ・文化芸術活動参加の促進

校長は、運動、歌唱や楽器演奏、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること。

また、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮すること。

なお、学校に設置していない競技を個人的に取り組んでいる生徒が学校から大会に参加できるようにするための総合部（活動の中心は地域のクラブなどであるが大会やコンクールへは学校の部活動として参加する）の設置を推進すること。

さらに、生徒がスポーツ・文化芸術活動に積極的に参加できるよう、土日祝日の登校日にクラブチームや社会体育等の大会が重なった場合には、その大会の内容を審議し、教育的意義が高いと判断した場合には、学教教育課へ問い合わせ、出席の取扱いなどについて措置を講じるよう努めること。

#### カ 他校との連携

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、学校間での連携を図り、合同部活動等の取組を推進すること。

#### キ 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

校長は、顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図ることともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防

止を徹底すること。

また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。

事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。

○ 留意事項

- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

## (6) 学校部活動の地域連携

### ア 地域や保護者等との連携・協働

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術団体の環境の整備を進めること。

### イ 生徒や保護者の理解

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、生徒や保護者の理解と協力を促すこと。

### ウ 校種間の連携

校長は、生徒の活動機会を確保したり、同好の生徒との異年齢交流をしたりする観点から、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校や高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士が切磋琢磨したり多様な交流をしたりする機会を設けること。ただし、入学者選抜における不適切な声かけや選考につながるようなことがないように十分に留意すること。

### エ 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携

校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の

練習を共同で実施するなど連携を深めること。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすこと。

#### (7) 大会・コンクールへの参加の在り方について

##### ア 参加大会・コンクールの精査について

校長は、学校部活動の教育的意義や、生徒、部活動顧問や部活動指導員及び外部指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクールを精査すること。

##### イ 大会・コンクールへの引率について

校長は、大会・コンクールへの引率について、部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティアなどの協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教職員の負担とならない体制を整えること。

##### ウ 大会運営への従事について

校長は、大会運営に従事する教職員について、学校教育活動に当たるか等に留意し、適切な服務監督を行うこと。

#### (8) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備に努めること。

イ 校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、部活動は全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

#### <学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

##### ○部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

##### ○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

## おわりに

- 本指針は、生徒の視点に立った学校部活動の適切な運営のための体制整備や取組を示したものであり、各学校がよりよく部活動を運営していくことを目指すものである。
- このため、各学校においては、本指針に則った学校部活動の運営を実施するとともに、生徒のよりよい成長及び生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動を親しむための資質・能力の育成につながるよう努めることが必要である。
- また、本市においては、県スポーツ協会及び市体育協会並びに文化芸術関係団体等と連携・協力し、学校内外において生徒たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が充実されるよう、引き続き学校部活動を取り巻く様々な課題の解決に取り組んでいく。